

国立大学法人筑波技術大学における出席停止（学校保健安全法に基づく）要項

令和2年 3月19日
学 長 決 定

（趣旨）

- 1 この要項は、筑波技術大学の学部又は大学院研究科の学生が、感染症に罹患した際の出席停止に関する取扱いについて定める。

（出席停止の事由及び期間）

- 2 学生が、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号、以下「施行規則」という）第18条に定める感染症に罹患した場合、又は罹患の恐れや疑いがあると医師に診断された場合は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づき、出席停止とする。
出席停止の期間は、施行規則第19条に定める基準に基づき、別表のとおりとする。

（手続）

- 3 学生は、医療機関において診察を受け、罹患等が判明した場合、速やかにクラス担当教員、アカデミック・アドバイザー教員（研究科にあつては指導教員）及び事務局（学部にあつては教務係、研究科にあつては各専攻の教務事務担当）、保健管理センターへ連絡（電話、メール等の手段による）を行う。

治癒した後、当該学生は、以下の手続を経てから授業に出席する。

- (1) 下記2点の書類を事務局に提出する

- ・ 感染症届出書（別記様式）
- ・ 医療機関を受診したことが分かる書類（領収書、診療明細書、お薬手帳など）

- (2) 保健管理センターに連絡し、出席停止解除の要件を満たしているか確認を得る

なお、本学から別途指示したときは、当該学生は、出席停止及びその解除に必要な情報を、本学が指定する方法により提供する。

感染症届出書の提出を受けた事務局は、当該学生が出席停止となった期間に出席できなかった授業科目の担当教員に対し、その旨を通知する。

（出席停止期間中の学修の補充支援）

- 4 前項の規定により通知を受けた授業担当教員は、当該学生に対し、課題作成などの方策により出席停止期間の学修を補充する支援を行い、当該学生が履修上不利とならないように配慮するものとする。

（長期出席停止の場合の取扱い）

- 5 出席停止により授業に出席できない期間が、おおむね4授業回を超える長期にわたる場合、当該学生の所属学部又は研究科の関係教職員及び保健管理センターで協議のうえ、その取扱いを決定する。

(本要項の改廃)

- 6 本要項の改廃は、教務委員会（専ら大学院に関する事項は研究科学事委員会）の議を経て、学長が行う。

附記

本要項は、令和2年 4月 1日から実施する。

別表（第2項関係）

施行規則第18条及び第19条の規定は、当該学生の罹患等時期に合わせ最新の規定を参照することを要するが、本要項制定時（令和 年 月 日）においては、以下の通り。

種別	感染症の種類	出席停止の期間	
第1種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る），中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る），特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう），感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に定める新型インフルエンザ等感染症，同法同条第8項に定める指定感染症，同法同条第9項に定める新感染症	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ（第1種に定める特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し，かつ，解熱した後2日を経過するまで	きは、 左記の 限りで ない 病状により 医師にお いて感 染のおそ れがない と認めたと
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は 5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し，かつ，全身状態が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎その他の感染症（※）	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで	

※「その他の感染症」とは、本学において大規模な流行の兆しがあると判断した感染症であって、保健管理センター長の意見に基づき、学長が決定し公示したものとする。